

社会科補助学習プリント⑪

～裁判所の働き p30～31～

6年()

○次の()に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

人々の間に、利益や考えの対立によって(②))が起きたり、殺人や強盗などの

(②))が起きたり、(②))によってけが人や死者が出た場合に、

(②))が開かれる。裁判所は、このようなときに(②))にもとづいて

問題を解決し、国民の(②))を守る仕事をしている。国民は、誰でも

(⑥))権利をもっていて、(②))に不服がある場合は、

(①))回まで裁判を受けられる制度がある。これは、裁判の(④))

を防ぎ、(②))を守るためにある。

<裁判所の働き>

・人々の間に起きた争いなどについて、(②))側と(②))に分かれて

裁判を行い、判決を出す。

・罪を犯した疑いがある人が(②))か(②))かの裁判を行い、判決

を出す。

・(②))が憲法に違反していないかを調べる。

・(②))が憲法に違反していないかを調べる。

社会科補助学習プリント⑪(解答)

～裁判所の働き p30～31～

6年()

○次の()に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

人々の間に、利益や考えの対立によって(② 争い)が起きたり、殺人や強盗などの

(② 犯罪)が起きたり、(② 事故)によってけが人や死者が出た場合に、

(② 裁判)が開かれる。裁判所は、このようなときに(② 法律)にもとづいて

問題を解決し、国民の(② 権利)を守る仕事をしている。国民は、だれでも

(⑥ 裁判を受ける)権利をもっていて、(② 判決)に不服がある場合は、

(① 3)回まで裁判を受けられる制度がある。これは、裁判の(④ まちがい)

を防ぎ、(② 人権)を守るためにある。

<裁判所の働き>

- ・人々の間に起きた争いなどについて、(② 原告)側と(② 被告)に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- ・罪を犯した疑いがある人が(② 有罪)か(② 無罪)かの裁判を行い、判決を出す。
- ・(② 法律)が憲法に違反していないかを調べる。
- ・(② 政治)が憲法に違反していないかを調べる。